

議員発案第 1 号

地域間格差を拡大する地方移譲に反対し、国土交通省の
地方出先機関の存続を求める意見書の提出について

地方自治法第99条の規定により、関係行政庁に対し、別紙「地域間格差を拡大する地方移譲に反対し、国土交通省の地方出先機関の存続を求める意見書」を提出するものとする。

平成22年12月21日 提出

提出者 三条市議会議員 久住久俊

賛成者 三条市議会議員 高坂登志郎

同 三条市議会議員 杉井旬

同 三条市議会議員 西川重則

同 三条市議会議員 小林誠

同 三条市議会議員 野崎正志

地域間格差を拡大する地方移譲に反対し、国土交通省の 地方出先機関の存続を求める意見書

三条市は、金属加工などの産業を中心に発展する地方都市である。産業基盤を支えるのは一般国道8号を中心とする社会資本であり、地域経済にとって不可欠な存在となっている。

しかし、地方分権改革推進委員会は、国の権限の地方移譲について、社会資本整備を実施する地方整備局などを廃止、統合することのほか、三条市に関連する一般国道8号については、国から地方への移譲を求めており、今後は事業の遅延や維持管理水準の後退が懸念される。

政府は、6月22日に地域主権戦略大綱を閣議決定した。大綱では、道州制についての検討も射程に入れていくとしつつ、補完性の原則に基づいて可能な限り多くの行政事務を住民に最も身近な基礎自治体が広く担うと記載されている。

しかし、三位一体改革に見られたように、政府の思惑は地方交付税の削減と国庫補助負担金の削減にあり、地方財政の困窮や破たんが念頭に置かれていない。加えて、道州制と道州制に向けた市町村の更なる合併が進むことで住民の権利が行使しにくくなることが想定されることから、現在議論されている地域主権改革は、住民自治解体の危険が潜在していると考ええる。

このような地方移譲を推進することは、国が自らの責任を放棄し、地方自治体へ押し付けることになるとともに、地方自治体の地域間格差を一層拡大させ、公平で公正な行政サービスを脅かすこととなり、決して住民にとって有益であるとは思えない。

国が建設管理する直轄国道の維持管理費がおよそ20%削減され、道路巡回やのり面除草の維持管理レベルが低下している。しかし、路上落下物の放置は重大交通事故の発生を誘発し、除草の縮減によって農産物の害虫被害の温床となるほか、視距不足による安全な通行への影響も懸念される。また、河川管理における維持管理費の削減も河川災害の危機を高め、広範な住民の生命や財産が危険にさらされる可能性がある。

国が担当する河川や道路などの社会資本は、全国の整備状況や地域特性を熟知し、地域間に大きな差が生じないような整備を行うべきであるし、憲法にうたわれる法の下での平等、住居・移転の自由、生存権と国の社会的使命を果たすため、国に課せられた責務である。

さらに、災害時に必要な幹線道路の緊急復旧、大規模な河川施設の機能確保などは、連続的かつ広域的に対応することが最善であり、引き続き国が行うべきであるし、緊急的な復旧が困難な地方自治体への支援は、被災地以外から求めなければならないことから、国が行う

ことでより迅速に対応することが可能となる。

特に、信濃川を含めた河川及び一般国道8号を含めた道路の整備や維持管理は、三条市民の安全・安心を確保するためには大変重要であり、災害時は人的支援や機器の保有・保管、高い技術力を要する国土交通省の各地方整備局や事務所が実施することが最も適切である。

こうしたことから、地方整備局や国道・河川の各事務所で実施してきた事業や役割は、引き続き継続して実施していくことが、国民・市民の安全で安心な生活を確保し、産業基盤を揺るぎないものとするためには重要である。そのため、三条市に関連する国土交通省北陸地方整備局及び管轄する国道事務所、河川事務所のほか、出張所を存続することが不可欠である。

よって、政府及び関係機関におかれては、次の事項について措置されるよう強く要望する。

記

- 1 国民の生命・財産を守るために必要な公共事業については、引き続き国がその責任において実施することとし、国土交通省の地方出先機関を廃止しないこと。
- 2 道路・河川などの公物管理に必要な維持管理予算を増額し、住民の安全・安心につながる適正な維持管理をすること。
- 3 三条市において重要な河川である信濃川及び産業基盤を支える一般国道8号の直轄管理を継続するとともに、中ノ口川を直轄管理とするほか、国土交通省北陸地方整備局及び各事業を管轄する新潟国道事務所、信濃川下流河川事務所、信濃川河川事務所、長岡国道事務所、北陸技術事務所及び三条出張所など各事務所に付随する出張所を存続すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成22年12月22日

三条市議会議長 下村喜作

〔提出先〕

内閣総理大臣 総務大臣 行政改革担当大臣 財務大臣
国土交通大臣 北陸地方整備局長